

「制度見直し方針」の主な方向性と 我が国の議論の現状

弁護士・ひかり総合法律事務所
板倉陽一郎

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針 (平成25年12月20日)(IT総合戦略本部決定)

- I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨
- II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性
 - 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し
 - 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
 - 3. グローバル化に対応する見直し
- III パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項
 - 1. 第三者機関(プライバシー・コミッショナー)の体制整備
 - 2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い
 - 3. 国際的な調和を図るために必要な事項
 - 4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項
- IV 今後の進め方

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

• 現状

- 個人情報保護法上は、「個人情報」又は「個人データ」と、「個人情報ではない情報」しかない。
- 「個人情報ではない」ということになると行政規制が全く及ばない。

• 見直しの方向性

- ① 保護されるパーソナルデータの明確化(2.とも関連)
- ② 「個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータ」に関し,
 - 第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし,
 - 当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置
- ③ センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- 現状
 - 民間：主務大臣制（27分野40本のガイドライン）
 - 行政：（総務大臣）
 - 自治体：監督機関無し
 - 番号，特定個人情報：特定個人情報保護委員会
- 見直しの方向性
 - **独立した第三者機関の体制を整備**
 - 分野横断的な統一見解の提示，事前相談，苦情処理，立入検査，行政処分の実施等の対応
 - 罰則の在り方
 - 主務大臣制との調整
 - **マルチステークホルダープロセス**
 - 日本の行政機関そのもの？
 - 審議会等の会議体？

3. グローバル化に対応する見直し

- 現状
 - OECD, APEC
 - プライバシーコミッショナー会議, APPA
- 見直し方針
 - 国際的に調和の取れた制度
 - 国際的なルール作りに積極的に参加
 - 国際的な執行協力
 - 他国へのデータ移転の際の確実な保護対策等
 - 他国への越境移転の制限
 - 海外事業者に対する国内法の適用等

改正OECDプライバシーガイドライン

- 国家的なプライバシー戦略
 - 改正されない「基本方針」
- プライバシーマネジメントプログラム
 - 基本方針上の措置及びプライバシーマークとの関係, APEC-CBPRとの関係
- データセキュリティ侵害通知
 - 現状, 基本方針及びガイドライン上の制度で運用
- 説明責任を果たす組織
 - プライバシーマネジメントプログラムに対する監査類似の制度
- 効果的なプライバシー執行
 - 「プライバシー保護法」「プライバシー執行機関」の定義の導入
- 「参照すべき国際規範なのか」という問題提起
 - 欧米の利害調整の産物であるが, インパクト小か

APEC

- **CPEA (越境執行協力)**
 - 米国FTCへの越境執行協力の仕組みはすでにある
- **CBPR (認証制度)**
 - 「執行可能な行動規範」の一種とするか
 - EU-BCRとAPEC-CBPRの対比の試み
- **中国, ロシア**
 - 個人情報保護制度未だし
 - APECのレバレッジとなり得るか？